

入札・契約手続運営委員会運営要領

平成17年12月22日北開局工管第228-1号
最終改正 平成24年1月4日北開局工管第164号

(趣旨)

第1条 北海道開発局工事等競争参加者選定要領(平成12年12月19日北開局工第333号。以下「選定要領」という。)第28条に定める入札・契約手続運営委員会(以下「入契委員会」という。)の運営については、選定要領の定めるところによるほか、この要領の定めるところによるものとする。

(調査審議事項)

第2条 入契委員会は、工事又は測量等の請負契約を発注しようとする場合における次の各号に掲げる事項について、調査審議するものとする。

- (1) 一般競争に付そうとする場合における競争参加資格の決定及び競争参加希望者の競争参加資格の有無
- (2) 指名競争(工事希望型競争入札方式に限る。)に付そうとする場合における競争参加資格の決定及び競争参加希望者の競争参加資格の有無
- (3) 指名競争に付そうとする場合における競争参加者の選定
- (4) 随意契約にしようとする場合における見積依頼の相手方の決定
- (5) その他委員長が必要と認める事項

(入契委員会の構成等)

第3条 入契委員会の委員は、次のとおりとする。

なお、第5号から第7号までの場合にあつては、委員のうち1人は事務官をもって充てるものとする。

- (1) 本局(営繕部発注に係る工事及び測量等を除く。)開発監理部長、所管部長、開発監理部次長、会計課長及び所管課等の長
 - (2) 本局(営繕部発注に係る工事及び測量等に限る。)開発監理部長、営繕部長、開発監理部次長、営繕管理課長及び所管課等の長
 - (3) 開発建設部
部長及び次長(札幌開発建設部にあつては事業調整官を含む。)
 - (4) 事務所
所長、副所長、総務課長及び所管課長
 - (5) 事業所等(ダム管理所及び農業施設管理所を含む。以下同じ。副長が2人以上設置されている場合。)
所長及び副長
 - (6) 事業所等(副長が1人設置されている場合。)
所長、副長及び所長が指定する職員
 - (7) 事業所等(副長が設置されていない場合。)
所長及び所長が指定する2人以上の職員
- 2 入契委員会の委員長は、本局にあつては開発監理部長、開発建設部にあつては部長、事務所及び事業所等にあつては所長とし、必要に応じて委員を招集し、会議を開催するものとする。
- 3 入契委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を求めることができるものとする。

(入契委員会の庶務)

第4条 入契委員会の庶務は、本局にあつては会計課(営繕部発注に係るものを除く。)又は営繕管理課(営繕部発注に係るものに限る。)が、開発建設部にあつては契約課(札幌開発にあつては契約企画課又は契約業務課)が、事務所にあつては総務課が、事業所等にあつては副長(事務。設置されていない場合は、総務担当職員とす

建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名基準の運用について

平成7年4月3日北開局工第5号
最終改正 平成13年4月1日北開局工管第11号

各地方部局長 へ

官 房 長

当局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約（北海道開発局工事等競争参加者選定要領（平成12年12月19日付け北開局工第333号。以下「選定要領」という。）第1条に規定する測量等契約をいう。以下同じ。）に関し、指名競争に参加する者を指名する場合の基準（以下「指名基準」という。）は、選定要領第27条に定められているところであるが、当該指名基準について、具体化・明確化による透明性のより一層の確保を図るため、運用基準を下記のとおり定めたので、当該指名基準の運用に当たって十分留意されたい。

記

北海道開発局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名基準の運用基準

判断項目	指名基準の留意事項
1 不誠実な行為の有無	以下の事項に該当する場合は、指名しないこと。 (1) 指名停止期間中であること。 (2) 当局発注建設コンサルタント業務等に係る契約に関し、当該業務に係る秘密保持を怠る等契約の履行が不誠実であり、当該状態が継続していることから契約の相手方として不相当であると認められること。 (3) 警察当局から、当局に対し、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、公共建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに契約の相手方として不相当であると認められること。
2 経営状況	手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が極めて不安定である場合は指名しないこと。 なお、単に赤字決算であることのみをもって、直ちに指名から除外しないこと。
3 業務成績	(1) 業務成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。 (2) 表彰状又は感謝状を受けていること等業務の成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。

判断項目	指名基準の留意事項
4 手持ち業務の状況	業務の手持ち状況からみて、当該業務を実施する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。
5 技術的特性	<p>以下の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(1) 当該業務と同種又は類似業務について相当の実績があること。</p> <p>(2) 当該業務の遂行に必要な設計、調査等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の類似業務について実績があること。</p> <p>(3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該業務の作業条件と同等と認められる作業条件の業務について実績があること。</p> <p>(4) 当該業務の作業項目に応じ、必要と認められる有資格職員が確保できると認められること。</p> <p>(5) 公募型競争入札方式及び簡易公募型競争入札方式の場合は、建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）その他の登録規程に基づく登録状況及び配置予定の技術者が適性であること。</p>
6 安全管理の状況	<p>(1) 指名停止期間中である場合は、指名しないこと。</p> <p>(2) 当局発注業務について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは指名しないこと。</p> <p>(3) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
7 労働福祉の状況	<p>(1) 賃金不払に対する労働基準監督署からの通報が当局に対してあり、当該状況が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは指名しないこと。</p> <p>(2) 労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み表彰状を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。</p>
8 その他	上記の各事項に留意するほか、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の有資格業者に偏しないようにすること。

北海道開発局工事等競争参加者選定要領

平成12年12月19日北開局工第333号

最終改正 令和3年7月15日北開局工管第74号-1

第1章 総則

(通則)

第1条 北海道開発局の所掌する工事、測量等（測量、土木関係コンサルタント、建築関係コンサルタント、補償関係コンサルタント及び地質調査をいう。以下同じ。）の契約に関し、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）第72条第1項に規定する一般競争に参加する者に必要な資格、令第95条第1項に規定する指名競争に参加する者に必要な資格、令第96条第1項に規定する競争に参加する者を指名する場合の基準その他競争参加者の選定のために必要な事項は、別段の定めのあるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「本局」とは北海道開発局を、「局長」とは北海道開発局長を、「契約担当官等」とは会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。

(一般競争に参加する者に必要な資格等の公示)

第3条 局長は、令第72条第4項に規定する一般競争に参加する者に必要な資格について、その基本となるべき事項並びに同条第2項に規定する申請の時期及び方法等については、必要の都度公示するものとする。

(競争に参加する者に必要な資格)

第4条 局長は、令第72条第1項及び令第95条第1項の規定による競争に参加する者に必要な資格について、次の各号に掲げる契約の種類ごとに定めるものとする。

- (1) 工事契約
- (2) 測量等契約

(資格審査の実施及び申請の時期)

第5条 局長は、令第72条第2項（令第95条第2項において準用する場合を含む。）に規定する資格審査について、2年に1回定期の資格審査を行うほか、随時に行う

(一般競争契約の準用)

第25条 第19条から前条までの規定は、工事、測量等の契約を指名競争に付して行う場合における当該競争参加者の資格、申請書類その他の手続等について準用する。

(指名原則)

第26条 契約担当官等は、指名競争契約を行う場合においては、有資格者の中から次条に定める基準により、公平かつ公正に業者を選定するとともに、機会均等の趣旨にのっとり、中小企業者に不利とならないよう配慮しなければならない。

(指名基準)

第27条 契約担当官等は、契約の種類に応じ、予定価格に見合う等級に属する有資格者の中から、次の各号に掲げる事項を考慮して指名しなければならない。ただし、必要があると認めるときは直近上位及び下位の等級に属する有資格者を指名業者の半数の範囲内で指名することができる。

- (1) 指名に際し、著しい経営の状況の悪化又は資産及び信用度の低下がなく、契約の不履行のおそれがないと認められる者であること。
- (2) 指名競争に付する契約の性質又は目的により当該契約の履行について、法令の規定により官公署等の許可又は認可を必要とするものについては、当該許可又は認可を受けているものであること。
- (3) 指名競争に付する工事又は測量等と同種工事等の施工実績を有する者であること。また、測量等に相当の経験を有する者に行わせる必要があるときは、当該経験を有する者であること。
- (4) 特殊な工事又は測量等の契約で、その性質上特殊な技術又は機械器具等を有する者に行わせる必要があるときは、当該技術又は機械器具等を有する者であること。
- (5) 工事又は測量等の契約で一定地域に限り競争に付することが契約上有利であると認められる場合においては、一定地域の者であること。
- (6) 工事又は測量等の契約で、履行期限又は履行場所等によって当該契約の履行に必要な労務その他を容易に調達して施行し得る者に行わせることが契約上有利と認められる場合においては、これらを調達して施行することが可能な者であること。
- (7) 工事又は測量等の契約で、指名競争に参加しようとする者の経営規模が、指名しようとするとき現在の工事、測量等の手持の状況等を総合して余裕がある者であること。
- (8) 工事又は測量等の契約で、審査基準日以降における安全管理又は労働福祉の状況が著しく不良でない者であること。
- (9) 指名競争に参加しようとする者の経歴が、特別な事情がある場合を除き、著しく契約の履行成績が不良であった者でないこと。

- 2 契約担当官等は、指名競争に付する工事契約に直接関連する契約が行われる見込みがあるときは、それらを含めた総事業費に見合う等級の中から指名するものとする。
- 3 契約担当官等は、指名競争に付する工事契約が、特に緊急を要する工事又は特別の技術、工法等を必要とする工事若しくは特別の経験を必要とする工事に係る契約であるときその他特別な理由がある契約であるときは、上位の等級に属する有資格者の中から指名することができる。

(入札・契約手続運営委員会)

第28条 本局及び開発建設部内に、別に定めるところにより、工事及び測量等を一般競争に付そうとする場合における競争参加資格条件の決定及び競争参加希望者の競争参加資格の有無、指名競争（工事希望型競争入札方式に限る。）に付そうとする場合における競争参加資格条件の決定及び競争参加希望者の競争参加資格の有無、指名競争に付そうとする場合における競争参加者の選定並びに随意契約によろうとする場合における見積依頼の相手方の決定について調査審議する入札・契約手続運営委員会を置くものとする。

第4章 雑 則

(特例政令が適用される契約についての特例)

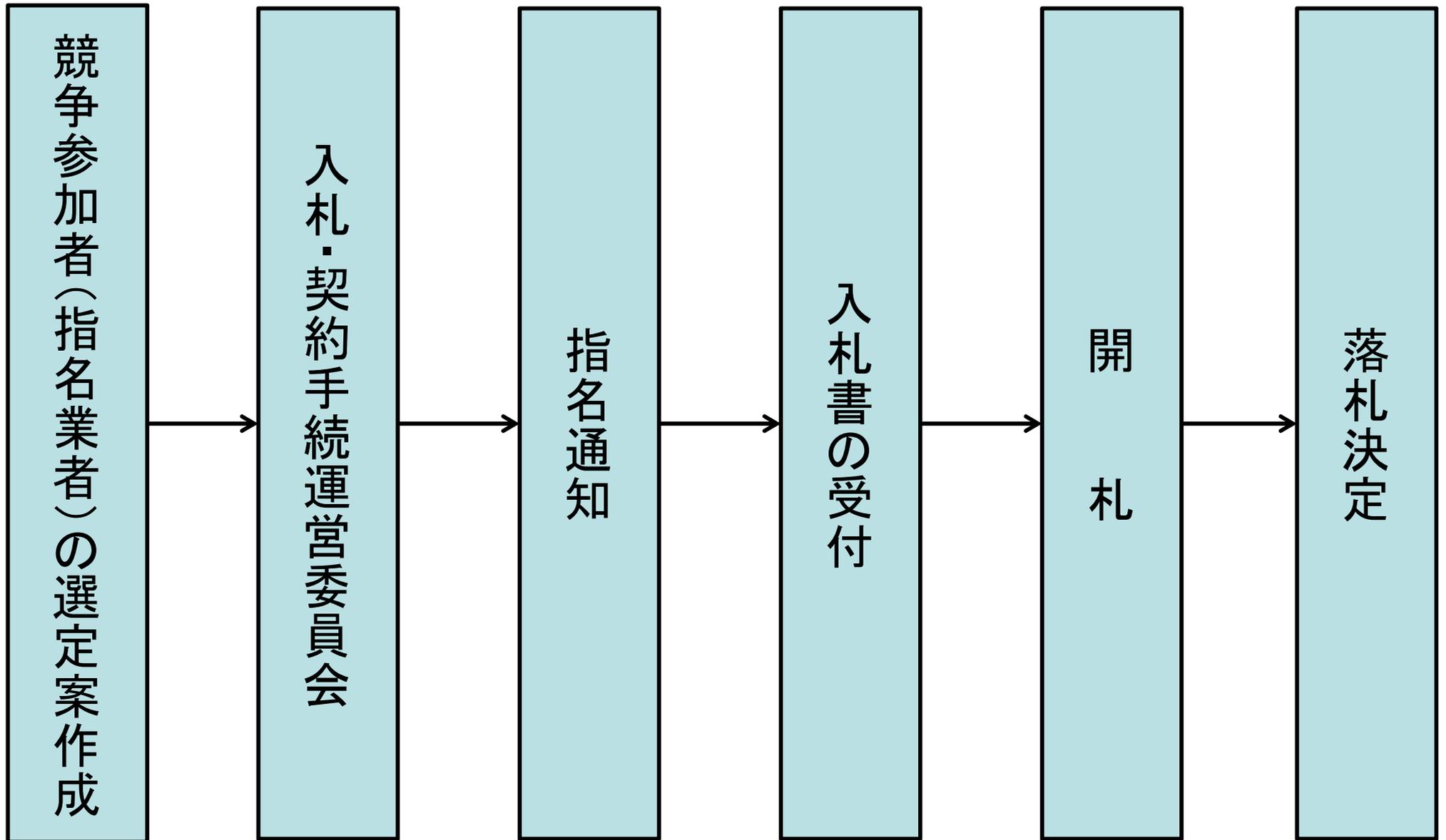
第29条 特例政令が適用される契約についてのこの要領の規定の適用については、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 第3条の見出し中「一般競争」とあるのは「競争」と、同条本文中「令第72条第4項に規定する一般競争」とあるのは「競争」と、「同条第2項に規定する申請」とあるのは「申請」と読み替えるものとする。
- (2) 第18条の規定中「資格を事業所の所在地」とあるのは、「資格を」と読み替えるものとする。
- (3) 第26条の規定中「中小企業者に不利とならないよう配慮しなければならない。」とあるのは、「配慮しなければならない。」と読み替えるものとする。
- (4) 第27条第1項第5号の規定は、適用しない。

(特例政令の適用を受ける契約に係る競争参加申請者が外国からの者である場合の特例)

第30条 特例政令の適用を受ける契約に係る競争参加申請者のうち外国からの競争参加者である場合については、前条に掲げる規定を適用するほか、第19条第2項第3号及び第22条第1項第7号に規定する提出書類が存しない場合は、これらと同等の書類を提出するものとする。

当時の士別道路事務所における入札契約手続き(通常指名競争の流れ)



「再発防止策の策定までの取組」について（案）

○これまでの取組に関する認識

北海道開発局においては、平成 21 年度にコンプライアンス強化計画を策定して以降、その契機となった入札談合事案やその後の不祥事等への対策に組織を挙げて取り組んできたところである。

しかしながら、今般、入札契約事務を担当する事務所の所長が、特定の業者の依頼を受けて指名業者選定案を作成させるとともに、本来漏洩してはならない秘密情報である指名業者選定案を漏らし、公正な入札を妨害する結果を招いた。

これまで北海道開発局が取組を積み重ねてきた中で、管理職員による不正事案が発生したことを非常に重く受け止め、これまでの取組が十分であったのか、改めて顧みる必要がある。

具体的には、

- ① これまでのコンプライアンス推進や入札契約の情報管理に関する取組やルールは徹底されていたか
 - ② ①の考え方や取組・ルールが十分浸透していたか、具体的にどのように取り組まれていたか
- について、緊急に点検する。
- ③ 入札契約手続における課題を抽出し、再発防止策を検討する

また、入札契約事務については、入札の公正を確保する観点からコンプライアンスの保持が強く求められており、事業者との応接ルール、発注事務に関する秘密保持については、改めて職員に周知徹底を図るとともに、理解の定着を促進する。

さらに、再発防止に向けて、実施可能なことから直ちに着実に取り組むこととする。

○具体的な取組案

I 再発防止策検討のための緊急点検

1 コンプライアンスに関する点検

(1) コンプライアンスの取組に係る点検

本局、開発建設部本部、事務所等を対象として、コンプライアンス推進計画や発注者綱紀保持規程等に基づく取組が行われているか、点検する。

(2) 北海道開発局長と事務所長等との面談

北海道開発局長が直接、事務所長等を対象として Web により面談を行い、コンプライアンス保持、綱紀肅正の徹底とともに取組状況の確認を行う。

(3) 事務所長等を対象としたコンプライアンスの認識等に係る点検

事務所長等を対象に、コンプライアンスの考え方が十分に浸透しているか、特に入札契約の情報管理の重要性が十分に理解されているかなど、認識等について聞き取りを行う。

(4) 職場内ミーティングの実施

今回の事案を踏まえ、本局、開発建設部本部、事務所等において、課所単位で職場内ミーティングを実施し、コンプライアンスの取組の周知徹底を図るとともに意見交換を行う。

(5) 職員の通報制度の点検

内部及び外部からの不当な働きかけに係る報告について、職員の報告義務及び通報窓口を職員に対し周知徹底を図るとともに、通報を行いやすい仕組みになっているかなどを点検する。

2 入札契約手続に関する点検

(1) 入札契約手続に関する規程等の遵守に係る点検

本局、開発建設部本部、事務所を対象として、発注者綱紀保持マニュアルや入札・契約手続運営委員会運営要領等の規程に基づく運用が行われているか、点検する。

(2) 入札契約手続に関する規程等の課題に関する点検

入札契約手続に関わる発注者綱紀保持マニュアルや入札・契約手続運営委員会運営要領等の規程に、現在の運用や再発防止の観点から課題がないか、点検する。

II 当面の対応

1 事業者との応接ルールの徹底

国民の疑惑や不信を招かないようにするため、また、発注事務に関する秘密の漏洩防止を図るため、応接ルールを徹底する。

- ・ 事業者等との応接に係るルールの周知徹底
- ・ 開発建設部長、事務所長等への訪問の際には、総務担当の受付窓口を経由するように求めるとともに、その旨を掲示

2 発注事務に関する秘密の保持の徹底

発注事務に関する秘密の保持を徹底するため、北海道開発局長から職員に向けた文書を発出するとともに、イントラネットの掲載情報の拡充を図る。

特に事務所等の発注担当職員に対しては、発注者綱紀保持規程等の発注事務に関するルールの遵守や情報管理を徹底する。

3 入札契約業務を担当する管理職等を対象としたコンプライアンス講習会、e-ラーニングの実施

今回の事案を踏まえ、本局、開発建設部本部、事務所等の情報管理の重要性、公務員倫理等への理解を深めるため、入札契約業務を担当する管理職等を対象に、コンプライアンス講習会（Web）を実施する。その後、理解の定着を図るために、e-ラーニングを行う。

4 通常指名競争入札手続の停止

再発防止策が策定されるまで通常指名競争入札手続を停止するとともに、緊急的に実施する必要がある業務については、簡易公募型競争入札手続に移行させ、対応する。（緊急的な取組の継続）

5 関連業界へのコンプライアンスの取組等に係る要請

事業者等に対して、職員・事業者の応接ルールを周知するとともに、コンプライアンスの意識が浸透するよう、取組の推進を要請する。

6 受注業者の指名停止措置

北王設計コンサルタント(株)の代表取締役社長が公契約関係競売入札妨害容疑で逮捕されたことから、8月3日付けで指名停止措置済み（措置期間4ヶ月）。